

## 論点③【25条】障害者が文化的諸活動に参加しやすい環境の整備に関する委員意見

### ○阿部 一彦委員

- 全国障害者スポーツ大会は障害者スポーツの認知、普及と発展に大きな役割を果たしてきた。しかし、地域における障害者スポーツ活動が全国障害者スポーツ大会の出場選手選考のための予選会の実施並びに選考された選手の強化練習に限られてしまう現状がある。地域によっては、予選会が実施される6月までに年度内の主要なスポーツイベントが終了し、そののちの活動が停滞してしまう場合がある。

全国障害者スポーツ大会で実施される競技種目以外の種目の選択肢を広げるとともに、特定の時期だけに限定されないスポーツ活動の振興が求められる。そのための障害者スポーツ支援組織への十分な助成、活動支援について検討すべきである。

- 障害者スポーツ専用施設の設置が偏在化して、障害者スポーツ活動に関して地域間格差が生じている。どこに住んでいても身近な施設でスポーツ活動を行える環境の整備が求められる。一般のスポーツ施設においても、障害に配慮したスポーツ活動が当たり前に行えるようにすべきである。そのためには、障害者スポーツ振興のためのコーディネーターや指導者等の人材確保とその継続による充実したソフト面の整備を図る必要がある。

競技スポーツとともに日常的に楽しむスポーツとしての障害者スポーツの充実が求められる。

- 障害学生の個別教育支援計画を作成する際には、文化芸術活動への参画についても十分に配慮する必要がある。身体障害のある学生の「体育」の授業への参加や聴覚に障害のある学生の「音楽」の授業への参加等、障害特性によって授業参加に特別な配慮が求められる場合があると考えられる。現状について調査、検討すべきである。

必要な場合には、地域の障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導員組織、障害当事者スポーツ活動団体、レクリエーション団体、文化・芸術団体等との

連携が求められる。適切な指導、支援体制、ともに活動するピアサポート体制が障害児者の文化的諸活動への円滑かつ継続的な取り組みに必須である。

教育の場と地域の障害者のスポーツも含めた文化的諸活動支援団体の円滑な連携が求められる。

- 障害者への個別支援計画策定に当たっては、余暇活動支援について十分に検討する必要がある。土曜日、日曜日などの過ごし方は、生活の潤い・生きがいがいづくりにつながる。福祉領域と上記に示した障害者スポーツ、文化・芸術支援団体など、地域に存在する社会資源との連携が求められる。
  
- スポーツの応援、文化・芸術活動の鑑賞のための施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の一層の充実が求められる。また、スポーツを含めた文化活動に参加するための「移動」の支援体制の構築も必須である。

以上

## ○嘉田 由紀子委員

### 【スポーツ・レクリエーションの推進】

- ・ 個々の障害に配慮しつつ、障害のある人もない人も分け隔てなくスポーツを楽しめる環境整備が必要である。
- ・ 平成23年8月のスポーツ基本法の施行を受け、県レベルでは教育委員会部局の生涯スポーツ担当課と知事部局の障害者スポーツ担当課とがこれまで以上に連携を深め、事業推進をしているところであり（「県スポーツ推進計画」の策定や、オリンピック・パラリンピックメダリストへの表彰の実施など）、国におかれても、文部科学省と厚生労働省がこれまで以上に十分な連携の下、事業展開されることが望まれる。  
併せて、同法附則第2条に掲げられている「スポーツ庁」の設置検討等についても、これを着実に進められることが望まれる。
- ・ 障害者スポーツの啓発・理解を進めるため、例えば、教科体育の授業の中で障害者スポーツの体験を取り入れるなどできないか。また、障害者スポーツのトップアスリートのパフォーマンスを子どもたちに見せることは障害者への理解を深めるとともに、スポーツに対する好奇心や向上心につながると考えられることから、こうした機会の増加が望まれる。
- ・ 障害のある人もない人も、だれもが住み慣れた地域でスポーツを楽しめるよう、受入体制の整備が大切である。障害を正しく理解した指導員の育成が必要であり、総合型地域スポーツクラブの指導員等への講習の実施が必要である。

### 【文化芸術活動の推進】

- ・ 滋賀県では、「アール・ブリュット（※）」の振興を共生社会の実現につながる象徴的な取組として進めているところであるが、国自らこの推進に取り組まれるとともに、都道府県や市町村が行う取組に対する財政措置を含め

た支援を求めたい。

※アール・ブリュット (art brut) …美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した芸術をいう。日本語では「生（ナマ・キ）の芸術」。障害のある人が作者に多いことから、「障害者アート」と解釈されることも多いが、同じ意味ではない。

- ・ 障害者の造形活動（陶芸、絵画等の作品を作り上げる活動）をはじめとする文化・芸術活動の振興は、活動の中心となる障害福祉サービス事業所への支援が重要であると考える。
- ・ 昨年度、本県（滋賀県）が県内の障害福祉サービス事業所に行った調査では、事業所内での取組人材不足、造形活動にかかる時間や活動場所、保管・展示場所の確保に課題があることが伺えた。
- ・ 滋賀県では、糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの努力により、戦後まもない頃（1940年代）から、福祉施設等の造形活動に熱心に取り組まれてきた歴史があり、こうした福祉の取組の中で生まれ、育まれてきた障害者の絵画、陶芸などの造形作品の中には、近年、「アール・ブリュット」として評価され、美術館で展示される作品も出てきている。  
こうした作品の保存・活動および人材の育成を先駆的に行ってきたのが（社福）滋賀県社会福祉事業団が運営する「ボーダレス・アートミュージアム NO-MA」であり、スイス・ローザンヌ市やフランス・パリ市の美術館との連携展を実施するなど、海外との交流事業にも積極的に取り組んできたところである。（参考：平成23年版 厚生労働白書コラム）
- ・ また、障害者が制作した作品の保存や販売の場面においては、作品の著作権などに配慮した取扱いが求められることから、本県では、これらについて検討を行い、平成24年3月に「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針～著作権等保護ガイドライン～」を策定した。

さらに、制作現場の状況を理解した上で適切な支援を行うことができる機関が必要であることから、障害のある人やその家族、福祉施設からの相談や、美術館や諸団体等からの問い合わせに対し必要な情報を提供するなどの支援を行う専門的機関、「障害者造形活動支援センター（アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター）」の運営に支援を行っている。

#### 参考資料

コラム 障害者の社会参加を支える

出典「平成 23 年版 厚生労働白書」P321-322

厚生労働省は、障害者の自立と社会参加をよりいっそう推し進めるべく、施設中心の支援から、障害の有無に関わらず地域で共に生活できる社会を目指している。

滋賀県近江八幡市にある「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」では、芸術を通じた障害者の社会参加を支援する取組みがなされている。

NO-MA は平成16年に開館、滋賀県社会福祉事業団が運営する全国でも例の無い公的ミュージアムである。このミュージアムは、障害を持つ人の作品だけではなく、彼らの作品を一般のアーティストの作品と並列して見せることで「人の持つ普遍的な表現の力をリアルに感じていただき、そうすることで「障害者と健常者」などのボーダーを超えていくという試みに取り組んでいる。

NO-MAのある滋賀県における造形活動の取組みは、戦後間もない頃までさかのぼる。

戦争で親を亡くした子どもたちや、家庭でも地域でも見放されている知的障害児の教育と福祉の実践こそが戦後日本の再建のもっとも大切な事業である、との理念の掲げた近江学園である。

近江学園の創始者は、窯業の持つ「土掘りから土練り、成形、ロクロ、型押し、素焼き、絵付け、焼き、販売」と、一環したものの中にある多様な変化に注目し、それを学園の子どもたちの日常的な活動として活用するようになった。

近江学園に端を発する滋賀県の福祉の理念は、「この子らを世の光に」との言葉に凝縮されている。「この子らに世の光を」あててやろうという哀れみの思考ではなく、この子らは自ら輝く素材そのものなのであるから、磨きをかけ

て輝かそうという考えである。重症な障害のある子たちも立派な生産者であるということを認め合える社会を作ろうとの理念の元、様々な福祉活動が行われてきたのである。

NO-MAもまた、開館以来この理念を受け継いだ活動を展開している。著名な作家の作品と障害のある人の作品とを並列して展示する企画展で、あらかじめ設定したテーマに沿った作品を全国から選定し、ボーダレスな展覧会を開催するなど、様々な活動を通じ、社会の中で輝く障害のある人たちの作品や活動を全国に広く紹介しているのである。

多様な作品の出品者の中には、重度の統合失調症を患っている方もいる。Aさん（仮称）は、家族以外とのコミュニケーションが一切取れず、家に籠もりっぱなしの毎日であったのだが、芸術作品の制作に出会ったことで日々の生き甲斐を得ることができた。それ以来、Aさんは部屋が埋め尽くされるほどの作品を制作し続け、それらの作品が世の中に紹介され好評を博していることに大きな喜びを感じている。Aさんの御家族もまた、生き甲斐を持って生活できるようになったAさんの変化に喜びを感じるとともに、Aさんの芸術作品を世に紹介するきっかけをくれたNOMAの取組みにも感謝している。

これはほんの一例であるが、「この子らを世の光に」の精神を受け継ぐNO-MAの関係者ひとりひとりの想い、努力によって、全国の障害を持つ人が生き甲斐を感じ、一人の人間として生きられる社会が広がってきているのである。

開設以来のNO-MAの様々な取組みの中で、アール・ブリュット（生の芸術）の分野における世界的権威を持つアール・ブリュット・コレクション（スイス、ローザンヌ）との連携事業がある。

平成20年から開催された、スイスのアール・ブリュット・コレクションにおける日本人12名による展覧会「JAPON」、北海道、滋賀、東京における日本の作品とアール・ブリュット・コレクションに収蔵されている作品による展覧会「アール・ブリュット／交差する魂」を経た後、平成22年には、日本のアール・ブリュット作家の作品を紹介する展覧会「アール・ブリュット・ジャポネ」がパリのアル・サン・ピエール美術館において開催された。これらの展覧会により、日本国内外の鑑賞者は、これまでは障害を持つ人たちの仕事だと思われていた芸術制作を、完全な芸術作品なのだと認識することとなったのである。

現在全国的に、芸術活動に限らず、障害を持つ人が地域社会で生活するため

の活動を支援する取組みが広がってきているが、今後、日本のすべての国民の意識の中において、障害を持つ人が立派な生産者であることを認識できるような社会の実現を目指すことが重要であろう。



パリ市立アル・サン・ピエール美術館外観



作：澤田真一  
アール・ブリュット・ジャポネ出展作品



作：久保田洋子  
アール・ブリュット・ジャポネ出展作品

## ○栗川 治委員

インクルーシブな社会は、あらゆる分野で実現していく必要があり、文化的諸活動は、その重要な領域です。すべての希望する者に、文化的諸活動に参加する権利を保障するために、以下のことを具体的制度を確立して実現していく必要があります。

- ①あらゆる施設、催し、大会等への入場・出場・参加への制限の禁止
- ②文化的諸活動全般にわたる合理的配慮の提供
- ③文化的諸活動への経済的な支援の拡充。特に上記②の合理的配慮（人的、物的な支援、条件整備）にかかる経費負担が本人に行かないよう、公的に保障することは必須。

## ○小中 栄一委員

1. 障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興に関して、聴覚障害者が参加するためには、なお、情報アクセスの保障のため、手話または字幕を付けることを合理的配慮として義務づけること。また経費の補助制度を用意する必要がある。

聴覚障害者は、地域で文化的な講演会や講座（市民公開講座、趣味や教養に関する様々な講座や教室等）、イベントにまだまだ参加、受講することができないことが多い。趣味や教養を含む文化的な講演、講座、教室に参加するときの学習保障として手話通訳、要約筆記の情報保障が不可欠である。

また、映画、演劇、音楽等の公演には字幕を付ける方法により参加しやすくなる。一部の公演だけでなく、基本的には聴覚に障害のある観客もいることを前提とした公演が行われるよう、合理的配慮としての義務付け、補助制度が必要である。

2. 国民が障害者について理解するためには、障害者が自らスポーツ・文化芸術活動を行うことに対する振興策も必要である。聴覚障害者については、例として次のものがある。

- ・全国ろうあ者大会付帯事業として行われている全国聴覚障害者写真コンテスト、全国聴覚障害者美術展、全国聴覚障害者演劇祭典
- ・社会福祉法人全国手話研修センター主催の「さかの聴覚障害者映像祭」
- ・演劇セミナー等を行っている全日本ろう者演劇会議の活動、全日本ろう者演劇会議に加盟しているろう者演劇団体等の公演活動
- ・聴覚障害者を対象として開催されるオリンピック「デフリンピック」、それにつながる国内の全国ろうあ者体育大会、冬季体育大会、各競技団体による選手権大会等

障害者が主体的に開催・運営するスポーツ・文化芸術活動を通して、障害の実態やニーズに対応した文化創造に触れることにより、より国民の障害者に対する理解と交流が促進される意義がある。

## ○新谷 友良委員

1. 障害者の文化的活動に関して、現行の障害者基本計画と障害者権利条約の規定との間には非常に大きな落差がある。記述の長短もさることながら、障害者権利条約は障害者の文化活動について、「締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。」（30条第2項）としている。そこでは市民社会における障害者の文化的活動・貢献に積極的な評価が加えられており、障害者は文化的環境の享受者に止まらず、文化的な価値の創造者との位置付けがされている。障害者基本法の第25条の規定はそのような文脈で理解されなければならない。新たな障害者基本計画は、障害者が文化の享受者に止まらず、文化の担い手であることを前提に立案されるべきである。

2. 「利用しやすい様式を通じての文化的な作品の享受」について（映像コンテンツへの字幕・音声ガイド付与）

情報通信技術の圧倒的な進歩は、映像・音声コンテンツや出版物の商品化を極限まで進めている。すべての人は「見ることが出来る、聞くことが出来る」ことを暗黙の前提に、「いつでも、どこでも、限りなく安いコスト」で、映像・音声コンテンツ、出版物にアクセスできる環境を目指して社会はひた走っている。そしてひた走りがもたらすものは、そのようなコンテンツへのリテラシーによる利用者の階層化であり、コンテンツへのアクセスに困難を持つ人の切り捨てである。音声情報を文字化していない、また文字情報をテキスト化していないコンテンツは、共生社会に於いては欠陥商品と言いうる。

H21年の著作権法の改正は、障害者の情報利用の機会の確保のための措置として、①障害の種類を限定せず、視覚や聴覚による表現の認識に障害のある者を対象とすること、②デジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕の付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とすること③障害者福祉に関する事業を行う者で、政令で定める者（視聴覚障害者情報提供施設や大学図書館等を設置して障害者のための情報提供事業を行う者や、障害者のための情報提供事業を行う法人等のうち文化庁長官が定める者）であればそれらの作成を可能とすること、としたわけであるが、原則は法改正にいうように「著作権者又はその許諾を受けた者が、その障害者が必要とする方式の著作物を広く提供」することである。

NPO法人メディア・アクセス・サポートセンターの報告では昨年の劇場公開された邦画・アニメ441本中、視覚障害者用音声ガイドが付いているもの

5本、聴覚障害者用字幕付き60本とある。また、販売された邦画・アニメのDVD8,669本のうち、視覚障害者用音声ガイドが付いているもの13本、聴覚障害者用字幕付き269本である。字幕だけの付与率でいえば、劇場公開邦画・アニメは13.6%（前年度12.5%）、邦画・アニメDVDでは3.1%（前年度3.6%）である。（放送事業者でアーカイブされているテレビ番組の字幕付与率データは、調査出来なかった。所轄官庁からデータを報告頂きたい。）

この数字は、著作権法の改正後も映像コンテンツの字幕付与は遅々として進まず、著作権者側の自主的努力任せでは限界があること、施策の後押しがなければ状況の改善が非常に困難であることを示している。放送番組については総務省の「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」が数値目標を明示しているが、免許行政の縛りのない映像コンテンツの領域では、すべてが著作権者の自主的判断、自主的努力に委ねられており、何らかの字幕付与の仕組み・インセンティブが考えられなければ現状の改善はおぼつかない。（アメリカの教育用ビデオ素材の字幕付与を教育省が主導した経緯、映画館の障害者・高齢者割引への業界の出捐の状況などの報告が欲しい。）

他方、聴覚障害者情報提供施設・公立図書館での字幕製作であるが、公立図書館での字幕製作は一部の大学図書館での取り組みを除けば、著作権の制限が可能になってもほとんど進展していないと聞く。また、全国に58ある聴覚障害者情報提供施設で最も活発に字幕製作している社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターでも年間の製作本数が180本程度で、主要な対象領域に放送済みテレビ番組が含まれていることを考えると字幕製作本数は非常に低いレベルにあると考えられる。

このような低い製作本数・字幕付与率の主な原因は字幕製作コストと字幕製作スタッフの不足と指摘されている。また、放送事業者の素材提供の仕組み、ダビング10などのコピーガードが制約要因となっていると聞く。今後、同一映像コンテンツが様々な媒体で提供される状況が想定される。その場合の字幕なり音声ガイドをそれぞれの媒体で製作する状況は改善が必要で、字幕製作コストの低減、スタッフ不足への対応を考えると、クラウド環境に字幕・音声ガイド情報を置き、各媒体に同期させる仕組みなどを考えるべきである。上述した字幕製作へのインセンティブと字幕製作環境の見直しを政策課題として取り組むタイミングが来ている。

なお、「H22年度障害者基本計画の推進状況」で「(4)芸術水準の向上に資すると認められる舞台芸術や日本映画の製作活動などに対する支援事業において、団体等からの申請に応じ、字幕作成にかかる経費等を助成対象に含めている。」との記述があるが、その詳細の報告を頂きたい。

### 3. 劇場、映画館などでの文字表示装置、補聴援助システムの整備

障害者権利条約第30条第1項の(c)は「障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び遺跡を享受する機会をできる限り有すること。」を規定している。現行障害者基本計画はスポーツ、文化芸術活動の振興として「障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。また、文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。」としているのであるが、劇場、映画館などでの文字表示装置・補聴援助システムの設置状況のデータを提供頂きたい。（H22年度進捗状況には「国立新美術館講堂に磁気誘導ループを設置」の記載がある。）都道府県では、バリアフリーまちづくり条例などに基づきガイドラインで文字表示装置、補聴援助システムの設置を記載しているところもあるが、バリアフリー法には文字表示装置などの設置規定はない。国レベルの施策根拠は、何らかの法令なのか障害者基本計画にとどまっているのか報告頂きたい。

## ○藤田 紀昭委員

### ➤ 障害者も指導できる（スポーツ）指導者の養成が重要

#### 【理由】

- ・ 文科省が推進している総合型地域スポーツクラブ（地域スポーツクラブとする）のうち障害者のことを理解している人がいるクラブに障害者が参加しやすい傾向がある。（2009年調査結果より）
- ・ 障害者を受け入れるうえでの課題は障害者を指導できる指導者の確保とするクラブが多い。（2009年調査結果より）
- ・ 障害者施設のうち運動・スポーツを実施している施設にはスポーツ関連資格所有者が多い。（2001年調査結果より）

#### 【方法】

- ・ 福祉関連施設指導員や日本体育協会スポーツ指導者、地域スポーツクラブ指導者に対して障害者スポーツ指導者資格（日本障害者スポーツ協会）の取得を促進する。
- ・ 各競技団体指導者資格取得に際して障害者対応に関わる内容を入れる。

### ➤ 障害児・者を指導できる体育教員の養成（第1回会議のインクルーシブ教育の推進にもかかわる）

#### 【理由】

- ・ スポーツを生涯にわたって実施するにあたっては学校教育の中でスポーツの楽しさや実施方法、必要な資源に関する情報などを学んでおく必要がある。（スポーツの継続に関する各種調査結果より）
- ・ 特別支援学校の体育教師、普通学校の体育教師とも障害者の体育・スポーツについて知識も情報もないまま障害のある子ども教育に当たらざるを得ない状況がある。また、他教科とは違う身体を使って行う体育の特殊性もある。）
- ・ インクルーシブ体育に関して個人の工夫で対応している教師が多い。障害児の体育・スポーツの情報を必要としている体育教師は多い。（2006年調査結果より）

#### 【方法】

- ・ 障害児の体育・スポーツに関する授業（インクルーシブ体育を含む）を体育教員養成時の必修科目とする。
- ・ 障害児・者の体育スポーツを学んだ体育教員が排出されるまでの間は障害児体育、インクルーシブ体育の講習を受けた専門の体育教師が指導、

相談に乗る。

- ・ インクルーシブ体育に関する研究を促進させる。

- 障害者スポーツの強化に関してはわが国独自の目標、ビジョンを作り、障害のない人のスポーツ競技団体と連携・一体化した強化システムを構築する。

【理由】

- ・ パラリンピックでたくさんのメダルを取ることだけを目標とすべきではないし、それは難しい。
- ・ 個人の努力やその延長線上で世界と伍するのは、すでに限界。

【方法】

- ・ 障害者スポーツの振興（普及・強化）にかかわる目標・ビジョンを作成する。
- ・ 強化に関してはオリンピック選手と同様に必要な予算をつける。

- 文科省のスポーツ政策との連携・すり合わせが必要

- ・ スポーツ基本法、スポーツ基本計画との関係、無駄のない効率的な施策の推進が必要。

- 障害者スポーツの普及・振興の基礎となる全国レベルの障害者のスポーツ実施率、実施種目等のデータを収集する。

【理由】

- ・ 障害者スポーツの普及・振興の基礎となる障害者のスポーツ実施率、実施種目等のデータがない。
- ・ 身体障害者実態調査の中で「過去1年間にスポーツ教室や大会に参加した人」の数については出ている（約8%）。しかし、いわゆるスポーツ実施率の出し方と異なり、障害者のスポーツ実施率を示しているといえない。
- ・ 調査をしようとしても個人情報等の問題があり、調査実施が非常に難しい。

【方法】

- ・ 身体障害者実態調査の中に障害者のスポーツ実施にかかわる項目（障害のない人のスポーツ実施率との比較ができるもの）を入れる。